

プロジェクト 時価の算定に関する会計基準

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

- 2021 年 1 月 18 日に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2021 年 3 月 18 日に締め切り、13 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 4 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。なお、前回からの主な変更箇所については黄色ハイライトを付している。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

- 本公開草案の公表以後、金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 解約等に関する制限の重要性の判断の明確化	記載なし。	解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるかは、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う旨、記載を追加。	重要性の判断について明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(2) 第三者から入手した相場価額が時価算定会計基準に従って算定されたもので	投資信託財産が金融商品である投資信託について、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、当該適用のための要件をみたくこ	左記下線部を「みなす」に修正する。	表現の見直しであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
あるかの確認に関する文言の修正（本公開草案第 24-6 項）	とで、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。		
(3) 投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定日における基準価額がない場合の取扱いの明確化	記載なし。	基準価額を時価とみなす取扱いを適用するにあたり、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する旨、記載を追加。	時価の算定日と基準価額の算定日が乖離する場合の取扱いについて明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(4) 投資信託財産が不動産である投資信託の解約等に関する重要な制限に該当しない例示の追加	記載なし。	投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関する重要な制限に該当しない例示と同様である旨、記載を追加。	例示の対象について修正するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(5) 時価注記に関する取扱いの明確化	記載なし。	基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、他の金融商品と合わせて時価注記したうえで、重要性に乏しい場合を除き、その旨を併せて注記する旨、記載を追加。	注記の仕方について明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(6) 適用時期の修正（本公開草案第 25-2 項及び第 25-3	2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務	2022 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	本公開草案に対して、十分な準備期間が必要であるとの意見等、適用時期を延期すべきと

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
項)	<p>諸表及び個別財務諸表から適用する。</p> <p>これにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。</p>	<p>これにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。また、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。</p>	<p>のコメントが多数聞かれたことを踏まえて適用時期を変更するものであり、本公開草案で提案していた適用時期でも早期適用を可能にしており、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。</p>
(7) 適用初年度における比較情報に関する経過措置の追加	記載なし。	<p>2019年適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記をしていなかった投資信託について、本適用指針の適用初年度において、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記事項の比較情報を要しない旨、記載を追加。</p>	<p>上記(6)で適用時期を修正したことに伴い経過措置を追加するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。</p>
(8) 時価がレベル3に分類される投資信託に関する経過措置の追加	記載なし。	<p>本適用指針を年度末から適用する場合、基準価額を時価とみなす取扱いを適用せず、時価がレベル3に分類される投資信託については、適用初年度における調整表の注記を省略することができ、その翌年度における比較情報の注記を要しない</p>	<p>期首の時価のレベルの把握等が困難であると考慮されるため、経過措置を追加するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。</p>

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
		旨、記載を追加。	

4. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上